

○関市パートナーシップ祝い品贈呈事業実施要綱

令和4年2月4日関市告示第37号

改正

令和4年11月1日告示第330号

令和5年3月28日告示第105号

関市パートナーシップ祝い品贈呈事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、受領証等の交付を受けた者に対し、パートナーシップ祝い品（以下「祝い品」という。）を贈呈することにより、市内在住者の宣誓を祝福するとともに、本市への移住及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 関市パートナーシップの宣誓に関する要綱（令和4年関市告示第36号。以下「要綱」という。）第2条第1号に規定するパートナーシップをいう。
- (2) 宣誓 要綱第2条第2号に規定する宣誓をいう。
- (3) 受領証等 要綱第7条第1項に規定する受領証等をいう。
- (4) 受領証等の交付 要綱第7条第1項の規定による受領証等の交付をいう。

(贈呈対象者)

第3条 祝い品の贈呈の対象となる者（以下「贈呈対象者」という。）は、受領証等の交付を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 受領証等の交付を受けた日から起算して14日以内にパートナーシップにある両者がともに本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、当該受領証等の交付を受けた日後に本市の住民基本台帳に記録されることとなった場合は、同日から起算して30日以内に市長に対し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出及び贈呈対象者に該当する旨の申出をしていること。
 - (2) 受領証等の交付を受けた日と同日に転出の届出をしないこと。
 - (3) 同一人と再びパートナーシップになる場合は、過去に祝い品を受領していないこと。
 - (4) パートナーシップにある両者が、過去に他の自治体でパートナーシップ宣誓書受領証その他これに類するものの交付を受けていないこと。
- 2 前項第1号の場合において、市長は、同号の書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(祝い品)

第4条 祝い品は、関市地域経済応援券等事業実施要綱（平成31年関市告示第50号）第2条第2号の電子商品券とし、同号に規定する共通券及び限定券の区分ごとにそれぞれ10,000円分とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、当該電子商品券に代えて、同条第1号の応援券とし、同号に規定する共通券及び限定券の区分ごとにそれぞれ10枚とすることができる。

(祝い品の贈呈等)

第5条 祝い品は、受領証等の交付時（第3条第1項第1号の申出があった場合は当該申出があった時）に贈呈する。

- 2 祝い品の贈呈は、パートナーシップにある2人1組につき1回とする。

3 市長は、祝い品の贈呈を適正に管理するため関市パートナーシップ祝い品贈呈事業管理台帳（別記様式第1号）を備え、必要な事項を記録しておかなければならない。

（祝い品の返還）

第6条 市長は、祝い品の受贈者（以下「受贈者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、祝い品の全部又は一部の返還を請求することができる。

（1） この告示の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な行為により祝い品を取得し、又は使用したことが明らかになったとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、受贈者として適切でないと市長が認めたとき。

2 前項の場合において、受贈者が既に祝い品を使用しているときは、市長は、使用済みの祝い品相当の金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定により、祝い品の返還又は使用済みの祝い品相当の金額の全部若しくは一部の返還をさせるときは、関市パートナーシップ祝い品返還通知書（別記様式第2号）により受贈者に通知する。

（委任）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。